

## はじめに

2004年12月に国連総会は、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を2005年に開始する宣言を採択し、第1フェーズ〔2005－2007〕は、初等中等教育に焦点を当てることを決定しました。さらに、第1フェーズについては、2007年9月の国連人権委員会決議によりその期間を2年間延長することとされ、現在、世界各国が計画の実施に取り組んでいるところです。

わが国においても、「児童の権利に関する条約」をはじめ人権関連の諸条約を締結し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に基づいた様々な取組が行われてきました。また、学校における人権教育の効果的な指導についての研究がすすめられており、今年3月には、文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」が発表されています。

和歌山県教育委員会では、このような国内外の人権を取り巻く情勢をふまえ、「和歌山県人権教育基本方針」に基づき、人権教育の推進に努めているところです。

一昨年、各学校において人権教育に取り組む際の参考となるよう、指導計画立案の方法や学習活動例等を掲載した『人権教育学習プラン 対話ですすめる人権学習』を発刊しました。さらに昨年、その中で提案した「発達段階に応じた具体的な目標例」を単元目標とした個別の人権課題等についての学習単元例を収録した『人権教育学習プログラム―事例集―』を作成し、県内の各学校等に配布しました。

本実践事例集は、「人権教育学習プラン」プロモート委員の所属する県内の9校の小中学校及び県立学校における指導計画の改善・充実に向けての取組を紹介しています。各学校においては、これまで刊行してきた資料集と併せて活用され、人権教育の推進に取り組まれることを期待しています。

最後に、本実践事例集の発刊にあたり、ご協力いただきました関係者各位に対して、厚くお礼申し上げます。

平成20年3月

和歌山県教育庁生涯学習局  
生涯学習課長 萩原 勝 則



# CONTENTS

1	—	はじめに	
3	—	活用にあたって	
8	—	<b>指導計画例</b>	
9	—	<b>小学校における指導計画例</b>	
10	—	●のびのび、すくすく橋小っ子!	橋本市立橋本小学校
26	—	●じぶんをだいじに、みんなもだいじに	紀美野町立下神野小学校
37	—	●人権教育の充実に向けて	新宮市立蓬莱小学校
51	—	<b>中学校における指導計画例</b>	
52	—	●生徒の実態から人権教育の見直しを	広川町立津木中学校
59	—	●人を大切にする教育の取組	田辺市立明洋中学校
69	—	●「やる気・根気・活気」を大切にする人権教育	和歌山市立河西中学校
81	—	<b>高等学校における指導計画例</b>	
82	—	●教科や総合的な学習の時間と連携した人権教育	和歌山県立新宮高等学校
94	—	●南紀人権文化の創造	和歌山県立南紀高等学校
108	—	●みんなで取り組む人権教育	和歌山県立星林高等学校
119	—	<b>参考資料</b>	
120	—	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
122	—	人権教育・啓発に関する基本計画(抄)	
127	—	和歌山県人権教育基本方針とその説明	
132	—	和歌山県同和教育基本方針	
134	—	児童虐待の防止等に関する法律(抄)	
142	—	人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】	

# 活用にあたって



## 1 「和歌山県人権教育基本方針」の策定

人権教育については、平成12年に策定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」やそれに基づいて平成14年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、その必要性が明確に示されています。

文部科学省からは、学校における人権教育を推進するために、平成16年6月、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」が、平成18年1月には、「〔第二次とりまとめ〕」が出され、平成20年3月には「〔第三次とりまとめ〕」が発表されています。また、和歌山県において平成14年に制定された「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」や平成16年に策定された「和歌山県人権施策基本方針」にもその必要性が述べられています。こうした人権教育推進の取組の中、県教育委員会では、平成16年『人権教育指導者用手引き 気づく・学ぶ・広げる人権学習』を発刊するとともに、平成17年2月にすべての人の人権が尊重される社会づくりをめざして、人権教育の目的とその実現のために取り組むうえでの基本的な考え方を「和歌山県人権教育基本方針」（以下「基本方針」という。）として示しました。

「基本方針」の第1項（目的）に、人権教育で育みたい力を(1)～(3)にまとめています。



### （目 的）

すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。

- (1) 自分自身が価値ある大切な存在であるという感情を養うとともに、公正や公平を重んじ、他の人と共によりよく生きようとする態度をはぐくむ。
- (2) 人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自らの権利の行使とそれに伴う責任を自覚し、具体的な人権課題について学習することをおして、人権問題の解決に取り組もうとする態度をはぐくむ。
- (3) 多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。

## 2 学校教育で大切にしたいこと

「基本方針」では、(目的)を実現するため、(学校教育)の項で、人権教育を効果的に推進していくために子どもの発達段階に応じた教職員の共通理解に立った計画的な指導の必要性を述べています。

### (学校教育)

学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一人一人を大切にされた教育を推進する。また、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める。

「人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一人一人を大切にされた教育を推進する」とは、教職員や子どもが互いの大切さを認め合う学校づくりをすすめるとともに、子どもの思いや保護者の願いを大切にしながら個に応じたきめ細かな指導を行うことの必要性を示しています。

また、「人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める」とは、生命や人権を尊重する精神を培い、それが日常生活において態度や行動に現れるように、人権教育の全体計画、年間指導計画、学習単元等を作成し、教職員が共通理解を図りながら指導にあたることの必要性を示しています。



## 3 人権教育の指導計画（全体計画・年間指導計画）の必要性

人権教育については、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、学習活動の実施時期も考えながら、発達段階に応じた指導をすすめていくことが必要です。そのためには、校内推進体制を確立するとともに、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、組織的に取組をすすめていくことが重要です。

全体計画は、それぞれの学校の児童生徒や地域の現状をふまえた人権教育の目標の実現に向け、人権教育と各教科、領域等との関連や他の教育活動との関連、家庭・地域等との連携等、取り組むべき活動の全体を、総合的・体系的に示したものです。

また、年間指導計画は、全体計画をふまえ、各学年ごとの人権教育の目標、指導内容及び方法等を具体的に示したものです。

各学校において、これらの指導計画を作成することにより、教職員の共通理解が図られ、子どもの発達段階に応じた計画的な指導が可能になると考えています。

県教育委員会では平成 18 年 3 月に『人権教育学習プラン 対話ですすめる人権学習』を刊行し、その中で指導計画の具体的な作成方法等を示すことにより、各学校での人権教育の指導計画の作成・改善を提案しました。

また、平成 19 年 3 月には『人権教育学習プログラム―事例集―』を刊行し、『人権教育学習プラン 対話ですすめる人権学習』で提案した「発達段階に応じた具体的な目標例」を単元目標とした個別の人権課題等についての学習単元例を示し、各学校において、新たな学習単元・教材の開発等を行うなど、年間指導計画の充実に努めるよう提案しているところです。



## 4 「人権教育学習プラン」プロモート校での取組

県教育委員会では、これまで取り組んできた各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画作成の取組をより一層推進するため、平成 19 年度に「人権教育学習プラン」プロモート委員会を組織しました。この委員会は、学校における「人権教育学習プラン（人権教育の全体計画、年間指導計画）」の作成・実践に意欲的に取り組んでいる学校の課題及び成果を交流することで、取組校の実践の充実に努め、また、学校における人権教育の指導方法等の改善・充実に努めるために、その成果を県内に普及するためのものです。小学校、中学校及び高等学校、各 3 校（プロモート校）の副校長・教頭及び人権教育担当教員に委員を委嘱し、主に以下の点に留意しながら、平成 20 年度の指導計画の改善・充実に取り組んでいただきました。

### 全体計画作成上の留意点

- ①児童生徒の実態や課題を明確にする。
- ②児童生徒の実態や課題、保護者や地域の願いに即した人権教育の目標を設定する。
- ③各教科、領域等における取組と人権教育の目標との関連を整理する。
- ④家庭や地域、関係機関等との協力や連携について整理する。

## 年間指導計画作成上の留意点

- ①全体計画に位置づけた目標等をふまえたものにする。
- ②目標の具現化につながる各教科・領域等での学習単元を位置づける。
- ③各教科、領域等を横断した学習単元の開発について検討する。
- ④各教科、領域等における取組の人権教育としての目標を明確にする。
- ⑤単元及び学習内容が発達段階等に応じ、系統的になるよう実施時期を考える。

本書は、プロモート校における平成20年度の指導計画案作成についての取組を掲載したものです。

## 5 本書の内容



9校のプロモート校では、自校の指導計画の改善・充実に積極的に取り組んでいただきました。

全体計画の作成においては、自校の児童生徒の実態を再度把握することから検討され、人権教育の目標を吟味されています。そして、その目標が徐々に具体化され、理想とする児童生徒像の実現や学校の課題克服のため、人権教育をどのようにすすめていくかが整理されています。そのため指導計画がより具体的なものとなり、全ての教育活動をとおして、計画的に行うという視点が明確に打ち出されています。

また、年間指導計画については、全体計画に示した人権教育目標を達成していくために、全体計画との関係を維持しながら、児童生徒の発達段階に応じた「つけたい力」を身につけさせるための学習活動を単元として位置づけています。

置づけています。

本書は、9校のプロモート校の取組の経緯と成果物（全体計画・年間指導計画）及び今後の課題等を詳細に掲載しています。県内のすべての学校において本書が活用され、人権教育の指導計画の改善・充実を図ることで、それぞれの学校の人権教育の取組がより一層推進されることを期待しています。